

法令及び判例

(11/10)

A.- 法令

1.- 暫定令 (MEDIDA PROVISORIA) 507号 - 大統領選挙の副産物

去る 10月 31 日に行われた、大統領選挙の第 2 次決戦投票はジルマ、ルッセフ (DILMA ROUSSEFF) の勝利となつたが、今回の大統領選挙の副産物として、上記暫定令 507 号が第 1 次選挙直後の 10 月 5 日付公布された。

経緯は PT 党員と関連する連邦納税署公務員が対抗政党である PSDB の党首、或いは対抗候補であった、 JOSE SERRA 親族の租税に関する個人情報を外部へ流したため、政治スキャンダルとして、大統領選挙戦をにぎわしたが、 DILMA 候補へ対する悪影響を避ける目的から暫定令が発表された可能性が高い。

大要は次の通り。

租税法典(Código Tributário Nacional- Lei n.º 5.172)の 198 条に納税局或いは、公務員が職務上の権限から、納税者の情報へアクセスする機会が多々あるが、業務遂行の際に得た、納税者情報の機密保護から情報を公表すること禁止している。

暫定令は、公務員が許可の無い人へ、納税者の情報へアクセスする、コード番号の提供又は貸付け、公務員自身による不当アクセス、公務員の正当な理由無いアクセス等は、上記納税者情報の機密保護を犯した場合の刑法の罰則の他に、役職からの解任、解雇、年金或いは処分可能(disponibilidade)の解除の罰則を適用する規則を制定した。

更に、同暫定令の第 5 条は納税者が租税秘密 (SIGILO FISCAL) を管理する当局へ提示する委任状は全て公証役場で作成した公文書 (INSTRUMENTO PÚBLICO)だけを有効とする新しい規則を定めた。

この条文は、租税秘密情報に関連する委任状だと判断できるが、公務員は自分の責任を回避する為、官庁向けの委任状は全て公証役場で作成した公文書でないと受け付けていない、一般市民へは余計な手数と費用が発生する可能性が非常に高い。

一方、サンパウロ弁護士協会 (OAB-SP) は同暫定令が市民権 (DIREITO DE CIDADANIA) と弁護又は異議申請権(DIREITO DE DEFESA)の侵害を意味する内容から、権利保護訴訟 (MANDADO DE SEGURANÇA) を近日中に申請するため準備中である内容の通告を会員へ伝えた。

64 年の軍事革命以降、各大統領は行政官庁(ADMINISTRAÇÃO PÚBLICA)の能率向上を目的とし、行政改革担当大臣まで指名し、いろいろな政策を試みた

が、大きな実績成果は出でていなく、俗にブラジル、コストと言われているが、今回の暫定令は行政改革政策を無視した内容と言える。

憲法の立法に関する規定から、暫定令は国会が 60 日又は 120 日以内（憲法 62 条 3 及び 7 項）に承認しなければ無効となるため、2011 年の 2 月初めまで同暫定令の成り行きを監視する必要がある。

2.- ブラジルと日本間の社会福祉制度についての協約(CONVENIO PARA APOSENTADORIA BRASIL/JAPÃO)

今年の中ごろ、ブラジルと日本間の社会福祉制度に関する協約が取り交わされた。本件について INSS へ問い合わせても、まだ正式な規則化がされていないため、確たる回答が出てこないのが現状である。

日本で就労するブラジル人又はブラジルで働いている日本人が、就労する国の社会福祉制度へ納入金を支払った金額は、本協約の公布により、当該国の社会福祉制度の恩典を受ける際、諸恩典の計算へ加算されることになる。

例えば、両国間の協約がないため、ブラジル人が日本で 5 年間働き、日本の社会福祉制度へ納入金(CONTRIBUIÇÃO SOCIAL)を支払っていた場合でも、ブラジルへ帰国し、INSS(社会保険院)へ諸恩典を申請しても、日本で支払った納入金は、諸恩典の計算へ加算されず、捨て金となっていた。

一方、日本人が当国へ滞在し就労期間中に INSS へ支払った納入金も同様に諸恩典の計算へ加算されない。

この協約書が有効になれば、当該国の社会福祉制度へ納入した金額は労働者の居住する国の社会福祉諸恩典の計算へ加算されるようになり、就労者へ有利な条件が加わることとなる。

国際協約書の法的な有効へは両国の国会承認を必要とするため、何時から同協約書が有効になるのか予想が立たない状態である。

同じように、協約書の詳細についても、国会承認後、官報への公表を待つほうがベターと判断され、公表後、再度本件について、もっと詳しい内容を書く予定。

SP. 05/11/2010
Flavio Tsuyoshi Oshikiri - Advogado

